## 岩手県告示第246号

岩手県港湾施設管理条例(昭和40年岩手県条例第38号。以下「条例」という。)第16条の3第2項の規定により、リアスハーバー宮古の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

条例第16条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

港湾施設		金 額		
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに	6, 380円
			(使用する期間が1月に満たない場合にあっては、	1 日までごとに324円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに	3, 190円
			(使用する期間が1月に満たない場合にあっては、	1 日までごとに162円)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに	3, 140円
			(使用する期間が1月に満たない場合にあっては、	1日までごとに152円)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに	1,570円
			(使用する期間が1月に満たない場合にあっては、	1日までごとに76円)
港湾管理事務所		一般	1時間までごとに	864円
		生徒及び学生	1時間までごとに	432円

備考 この表により算定した利用料金の額が100円に満たないときは、100円とする。